

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の改定」 都市計画市素案の説明会開催等について【情報提供】

1 趣旨

本市では、都市計画の基本方針である「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(整開保)等^{※1}」について、概ね6～7年ごとに定期的な改定を行っており、現在、令和7年度の改定を目指して検討を進めています。

このたび、本年1月から2月にかけて実施した意見募集の結果等を踏まえ、都市計画市素案を作成しましたので、説明会等を実施します。

なお、説明会等については、並行して進めている「線引き^{※2}見直し」と併せて開催します。

※1：整開保等

都市計画の目標や土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業等に関する主要な都市計画の決定方針等

※2：線引き

市街化区域と市街化調整区域の区域区分のこと

2 お願いしたいこと

6月下旬以降、説明会の概要等を掲載したリーフレット（添付資料）について、下記のとおり配布等を行いますので、ご承知おきください。

3 リーフレットの主な内容

- ・都市計画市素案の説明会（会場、日程等）について・・・P2
- ・都市計画市素案の概要について（整開保等）・・・P3
- ・今後の都市計画手続等について・・・P6

4 リーフレットの配布等について（予定）

- ①市庁舎 25 階（建築局都市計画課の窓口）、
各区役所 区政推進課 広報相談係の窓口、
市庁舎 3 階（市民情報センター）、PR ボックス・・・6 月下旬より配架
- ②横浜市ホームページ掲載・・・6 月 3 日より掲載済

【担 当】都市整備局企画課 水谷、齊藤

【連絡先】671-3749



都市計画市素案の縦覧(閲覧) 及び都市計画公聴会等

① 都市計画市素案の縦覧(閲覧)

縦覧(閲覧)期間 令和6年7月25日(木)から令和6年8月8日(木)まで(窓口の場合のみ土・日は除く)

縦覧場所 建築局都市計画課(受付時間:8時45分から17時15分まで)
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階

閲覧場所 次の場所で都市計画市素案の写しを閲覧できます。

①各行政区推進課(中区を除く)(受付時間:8時45分から17時まで)

※線引き見直しに関する都市計画市素案については、
変更がある区のみ当該区の図書を閲覧できます。

②横浜市ホームページ



② 公述申出の受付

縦覧(閲覧)期間中、関係住民及び利害関係人は、公述の申出ができます。

受付期間 令和6年7月25日(木)から令和6年8月8日(木)まで(持参の場合のみ土・日は除く)

①電子申請

横浜市ホームページから電子申請ができます。

※受付最終日は17時15分までに申請手を完了させてください。

※メンテナンス時間中(不定期)は、ご利用になれません。



②郵送又は持参

「住所」「連絡先」「氏名」「案件名(「整開保等の改定(P3)」又は「線引き見直し(P4.5)」のどちらに関する意見であるかを明記してください。」「意見の要旨」をご記入の上、期間内必着で建築局都市計画課へ郵送又は持参してください。

提出先:〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階

※公述申出書の様式は自由です。参考様式を縦覧(閲覧)場所で配布しているほか、
横浜市ホームページでダウンロードできます。

申出方法

③ 都市計画公聴会及び公述人選定抽選会

都市計画公聴会は、公述申出があった場合に開催します。

開催の有無は令和6年8月13日(火)以降、横浜市ホームページでご確認いただくか、都市計画課に電話でお問合せください。

①都市計画公聴会開催日時及び会場

日時:令和6年9月2日(月) 会場:横浜市開港記念会館 講堂

整開保等の改定に関する公聴会:14時開始 線引き見直しに関する公聴会:16時開始

「整開保等の改定」、「線引き見直し」それぞれの公述人は10名程度です。

②公述人選定抽選会開催日時及び会場

公述申出が10名以上の場合に開催します。

日時:令和6年8月22日(木)15時開始 会場:横浜市開港記念会館 1号会議室

●都市計画公聴会とは?

横浜市が作成した都市計画市素案について、住民が公開の下で意見陳述を行う場のことです。公聴会の傍聴は申込不要です。なお、公聴会で述べられた意見の要旨と意見に対する市の考え方は、後日横浜市ホームページで公表するとともに、横浜市都市計画審議会に参考資料として提出されます。

お問合せ先

●都市計画手続に関すること 建築局都市計画課(TEL:045-671-2657 FAX:045-550-4913)
●整開保等の改定に関すること 都市整備局企画課(TEL:045-671-3749 FAX:045-664-4539)
●線引き見直しに関すること 建築局都市計画課(TEL:045-671-2658 FAX:045-550-4913)

全市版

横浜市からのお知らせ

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の改定」 及び「線引き見直し」都市計画市素案について

横浜市全域を対象に「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の改定」と

「線引き見直し」について、都市計画市素案を作成しましたので、

その内容について説明会及び公聴会を開催します。

スケジュール

「都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針等」とは?

次の4つの方針を指し、都市計画の基本的な方向性を示すものです。

- 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(整開保)
- 都市再開発の方針
- 住宅市街地の開発整備の方針
- 防災街区整備方針

「線引き見直し」とは?

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、整開保に定める方針に即し、市街化区域と市街化調整区域に区分する区域区分のことで、横浜市では、おおむね6~7年ごとに定期的な見直しを行っています。

- 市街化区域…既に市街地を形成している区域及び計画的に市街化を図るべき区域です。
- 市街化調整区域…無秩序な市街化を防止し、市街化を抑制すべき区域です。

都市計画市素案とは?

令和6年1月31日から2月29日まで、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の改定及び線引き見直し都市計画市素案(案)」の説明会、縦覧(閲覧)及び意見募集※を行い、市民のみなさまのご意見を伺いました。今回公表する都市計画市素案は、いただいたご意見を踏まえ作成したもので、これにより公聴会の開催等、都市計画法に基づく都市計画手続を行います。

※意見の要旨と市の考え方は都市計画市素案とあわせて公表します。(令和6年7月18日~)



●令和4年6月
「都市計画マスタープランの改定」、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の改定」及び「第8回線引き全市見直し」の基本的考え方について横浜市都市計画審議会に諮問、小委員会を設置し議論

●令和5年11月
横浜市都市計画審議会より答申

●令和6年1月~令和6年2月
都市計画市素案(案)の公表及び説明会の実施
縦覧(閲覧)及び意見募集

今回お知らせする手続

●令和6年7月18日~令和6年8月8日
都市計画市素案説明会

●令和6年7月25日~令和6年8月8日
都市計画市素案の縦覧(閲覧)及び公述申出の受付

●令和6年9月2日
都市計画公聴会(公述申出があった場合に開催)

●公述意見の要旨と横浜市の考え方とりまとめ及び公表

関係機関協議等

●都市計画案の縦覧(閲覧)及び意見書の受付

●横浜市都市計画審議会

●都市計画変更告示 ※令和7年中の告示を想定しています。



都市計画市素案説明会

説明会会場と日時について

次の6会場で開催します。お住まいの区にかかわらずご都合の良い会場にお越しください。

| | | |
|---|--|--|
| <p>磯子公会堂 磯子区磯子3-5-1</p> <p>令和6年7月18日(木) 19時開始</p> <p>最寄り駅 JR根岸線磯子駅</p> | <p>都筑公会堂 都筑区茅ヶ崎中央32-1</p> <p>令和6年7月19日(金) 19時開始</p> <p>最寄り駅 市営地下鉄センター南駅</p> | <p>旭公会堂 旭区鶴ヶ峰1-4-12</p> <p>令和6年7月20日(土) 14時開始</p> <p>最寄り駅 相鉄本線鶴ヶ峰駅</p> |
| <p>泉公会堂 泉区和泉中央北5-1-1</p> <p>令和6年7月22日(月) 19時開始</p> <p>最寄り駅 相鉄いずみ野線いずみ中央駅</p> | <p>青葉公会堂 青葉区市ヶ尾町31-4</p> <p>令和6年7月23日(火) 19時開始</p> <p>最寄り駅 東急田園都市線市ヶ尾駅</p> | <p>関内ホール(小ホール) 中区住吉町4-42-1</p> <p>令和6年7月24日(水) 19時開始</p> <p>最寄り駅 市営地下鉄・JR根岸線関内駅</p> |

※駐車場のご用意はありませんので、公共交通機関をご利用ください。
※開場時間は開始時刻の30分前です。ご予約は不要ですので、直接会場へお越しください。

手話通訳について 各会場では、アプリを使用し、発言をリアルタイムで文字表示しますが、手話通訳をご希望の方は各説明会開催日の2週間前までに横浜市電子申請システムから申請をお願いします。



動画配信について

配信期間: 令和6年7月18日(木)から令和6年8月8日(木)まで
横浜市ホームページで都市計画市素案の説明動画を配信します。動画の内容は説明会と同じです。

横浜市 第8回線引き見直し

検索



「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等」の改定について

都市計画市素案の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

① 都市計画の目標

- ・目標年次を令和22年(2040年)とします。
- ・地域特性を活かした持続可能な市街地の形成を目指します。

② 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

鉄道駅周辺及び徒歩圏域、高速道路インターチェンジ周辺、幹線道路沿道など、都市インフラの整備効果を最大限生かした計画的な土地利用や、業務・工業系施設、学術・研究系施設における再投資、機能強化などを促進します。また、市街化調整区域においては、市街化の抑制を基調とし、緑地の保全・活用・創出と都市農業の振興を基本とします。

③ 主要な都市計画の決定の方針

都市の健全な発展を図るため、生活や生産などの都市活動の基盤として、住宅地、業務・商業地、工業地、道路、鉄道、上下水道、河川、公園、緑地などが適切に配置されたバランスのとれた都市形成を推進します。また、都市計画分野全般において、脱炭素社会の実現に資する取組をより一層推進します。

- 〈構成〉
- ・土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
 - ・都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
 - ・市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
 - ・自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

都市再開発の方針

人口動態や産業構造の変化、気候変動等に対応した持続可能な市街地を形成するために、これまで整備されてきた都市基盤等を生かしながら、より効率的な土地利用を図るとともに、市街地の再開発を進めます。

- 1号市街地: 既成市街地を中心に、持続可能な市街地形成を図る都市構造の実現に向け、計画的な再開発が必要な市街地
- 規制誘導地区: 1号市街地のうち、規制・誘導を主体に整備・改善を図る地区
- 2号再開発促進地区: 1号市街地のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

住宅市街地の開発整備の方針

横浜らしい多様な地域特性と多彩な市民力を生かして、誰もが、住みたい、住み続けたいと思えるまち、次世代に残していきたいと思える価値ある住まいと住環境の形成を目指します。

- 重点地区: 一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域における相当規模の地区

防災街区整備方針

耐火性の高い建築物への建替え促進等の地震火災対策を効果的に進めるとともに、日常からの取組が災害時にも生きるまちづくりの視点も取り入れて、燃えにくく、住みやすいまちの実現を目指します。

- 防災再開発促進地区: 特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区で、延焼危険性が高い地区
- 防災公共施設: 防災再開発促進地区内で、延焼遮断帯の早期形成に向けた整備が必要な都市計画道路



線引き見直しにおける基本的基準の概要

市街化調整区域から市街化区域への編入

持続可能な都市・横浜の実現を目指すため、優良農地などの保全等の面から農林漁業との調和を図るとともに、以下の基準に基づき線引きの変更を行います。なお、「市街化区域への編入を行うことが望ましい区域」及び「市街化区域への編入が考えられる区域」については、地域の合意形成、事業実施の見通しが立った際に、地区計画によるまちづくり等と併せて、随時市街化区域に編入します。

市街化区域への編入を行う必要のある区域 見直し区域あり

既に市街化区域と同様の水準で開発・整備されており、周囲の土地利用が担保されるなど後背地の市街化を促進する恐れがなく、既に市街地を形成している区域等については、令和2年国勢調査に基づく人口集中地区内を基本としつつ、地域の実情を踏まえたきめ細かな見直しを行い、市街化区域へ編入します。

「市街化区域への編入を行う必要のある区域」を選定する際の基準について

- 区域面積が0.5ヘクタール以上
- 宅地や駐車場、道路等に利用されている土地が9割以上
- 農地、樹林地等が1割未満

市街化区域への編入を行うことが望ましい区域

— 新規部分

都市インフラの整備効果等を最大限に生かし、本市の持続可能な発展や都市活力の向上に寄与する地域として選定され、かつ整開保等に戦略的に位置付けられた区域で、次のいずれかに該当する区域は市街化区域へ編入することが望ましいと考えます。

- ① 市街化調整区域内に立地する鉄道駅周辺や高速道路インターチェンジ周辺及び米軍施設跡地で、土地利用の具体化が見込まれる区域等
- ② 市街化調整区域内にある業務系や工業系用地で、既存施設の機能更新が見込まれる区域等
- ③ 市街化調整区域内にある学術研究施設用地[※]で、既存施設の機能強化等が見込まれる区域等
※大学又はこれに準ずる学術研究のための施設並びにこれと一体で整備された教育のための施設
- ④ 市街化調整区域内にある鉄道駅徒歩圏域及び整備済みの幹線道路沿道で、土地利用計画の具体化が見込まれる区域等
- ⑤ 基幹航路をはじめとするコンテナ船の大型化や、貨物量の増加に対応するためのコンテナ機能の強化、横浜港の貨物集荷につながる物流施設の立地誘導など港湾機能の強化等を目的に新たに造られた埋立地の内、公有水面埋立法による埋立地で竣功が見込まれる区域等

市街化区域への編入が考えられる区域

市街化区域の縁辺部等で、次のような区域は、市街化区域への編入を行うことが考えられます。

- ① 既に相当程度市街化が進んでいるもののインフラ整備がなされていない地域で、小規模な土地区画整理事業や地区計画の活用などにより、土地利用の集約やインフラ整備を段階的に行う区域等
- ② 周辺の市街化の動向、骨格的なインフラの整備状況、鉄道・バスなどの公共交通を勘案しつつ、地域コミュニティの維持、地域の再生や改善などを目的に住民主体のまちづくりを検討し、合意形成が図られた区域等

市街化区域から市街化調整区域への編入

市街化区域で特別緑地保全地区などの一団の貴重な緑地等については、土地所有者等の意向を踏まえながら、市街化調整区域への編入を行うことが望ましいと考えます。

事務的変更について

市街化区域と市街化調整区域の境界付近で、次の要件のいずれかに該当する区域は、事務的変更を行う場合があります。

- ① 道路整備、河川改修等により、市街化区域及び市街化調整区域の境界の地形地物等が変更された区域
- ② 主要な道路や河川等に面しており、市街化区域及び市街化調整区域の境界の位置の変更により、区域形状が整形となる区域

市街化区域に編入されると…

線引き見直しに合わせて関連する都市計画を変更します。

市街化調整区域から市街化区域に編入される区域については、周辺環境や幹線道路の整備状況等に応じて用途地域等をあわせて指定します。用途地域等の指定により、それぞれの地域に応じた建築物の用途や容積率等のルールを設けることが可能となります。このルールに沿って用途の混在防止、住環境の保全や土地利用の誘導を図ります。

| | |
|-------------|--|
| 用途地域 | 土地利用の目的に応じて13種類に分かれた地域のことで、建築できる用途や規模などに関する一定のルールを定めたものです。 |
| 高度地区 | 用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区です。 |
| 防火地域及び準防火地域 | 市街地における火災の危険を防除するため定める地域のことです。 |
| 緑化地域 | 用途地域が定められた土地の区域のうち、良好な都市環境のために建築物の敷地面積の一定割合以上の緑化が必要となる地域のことです。 |

固定資産税・都市計画税について

● 市街化調整区域から市街化区域に編入される区域に土地・家屋を所有している方は、市街化区域に編入された年の翌年度から新たに都市計画税が課税されます。都市計画税は、街路・公園整備事業等の都市計画施設の建設・整備などの都市計画事業等の費用に充てるため、市街化区域内に所在する土地及び家屋を対象として、毎年1月1日(賦課期日)現在の所有者に、固定資産税とあわせて納めていただく税金です。

(参考) 税金の計算方法

税額 = 課税標準額(価格) × 税率(0.3%) 【固定資産税は1.4%】

※ 固定資産税・都市計画税は、土地及び家屋の資産価値(価格)に応じて税額を算出します。価格は、3年ごとに見直し(評価替え)されます。

● 市街化区域に編入された宅地等(農地以外)は、編入された年の次の評価替えから市街化区域の土地として評価が見直されます(令和7年中に編入された場合は、令和9年度分から評価が見直されます。)

● 市街化区域に編入された農地は、編入された年の翌年度から、宅地並みに評価が見直されます(生産緑地地区に指定された農地については、市街化調整区域の農地と同様の評価となります。)



●各区版は以下の種類があります
 鶴見区、神奈川区、保土ヶ谷区、旭区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区の計12種

本資料は一部簡略化(省略化)しています。都市計画市素案の正確な区域と、線引き見直しにあわせて変更する用途地域等の内容については、縦覧(閲覧)期間中に縦覧(閲覧)場所(P6)においてご確認ください。

令和6年7月18日から候補地区の詳細な図面を閲覧できます。

横浜市 第8回線引き見直し

検索





第5期港南ひまわりプランの策定に向けて

港南ひまわりプラン(港南区地域福祉保健計画)は、「**心**だんの**く**らしを **し**あわせに」を基本理念に、区民の皆さん・活動団体・行政等が協力して、一緒になりより良い地域づくりに向けて、それぞれできることを考え行動につなげていくための計画です。

この計画は、地域のつながりや支えあいの充実に向けた取組内容を示し、皆さん一人ひとりが自分のこととして考え、できることから始め、地域をよりよくするためのいわば「道しるべ」として位置付けています。

【第5期港南ひまわりプランの概要】

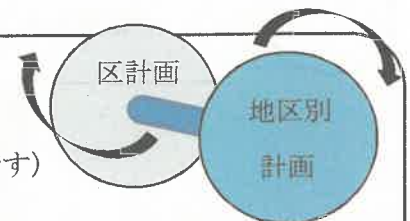
計画期間：令和8年度～12年度

(現計画の第4期は令和3年度～令和7年度の計画です)

策定スケジュール：裏面のとおり

構成：①「区」計画

② 15地区それぞれの「地区別」計画



①②は“両輪”
合わせて
港南ひまわりプランです

■第5期地区別計画の策定に向けたプロセス（標準例）

ステップ1：検討方法・メンバーを決める

○既存の会議体（支えあいネットワーク連絡会など）を活用して検討を進める。

○新たに委員会（地区別計画策委員会など）を立ち上げて検討するなど、地域の中で話し合い決めていきましょう。

ステップ2：検討する時期・スケジュールを決める

→ **策定スケジュール（裏面）**参照

ステップ3：検討する内容を決める

○第4期計画の振り返りをする。

○第5期計画の検討をする。

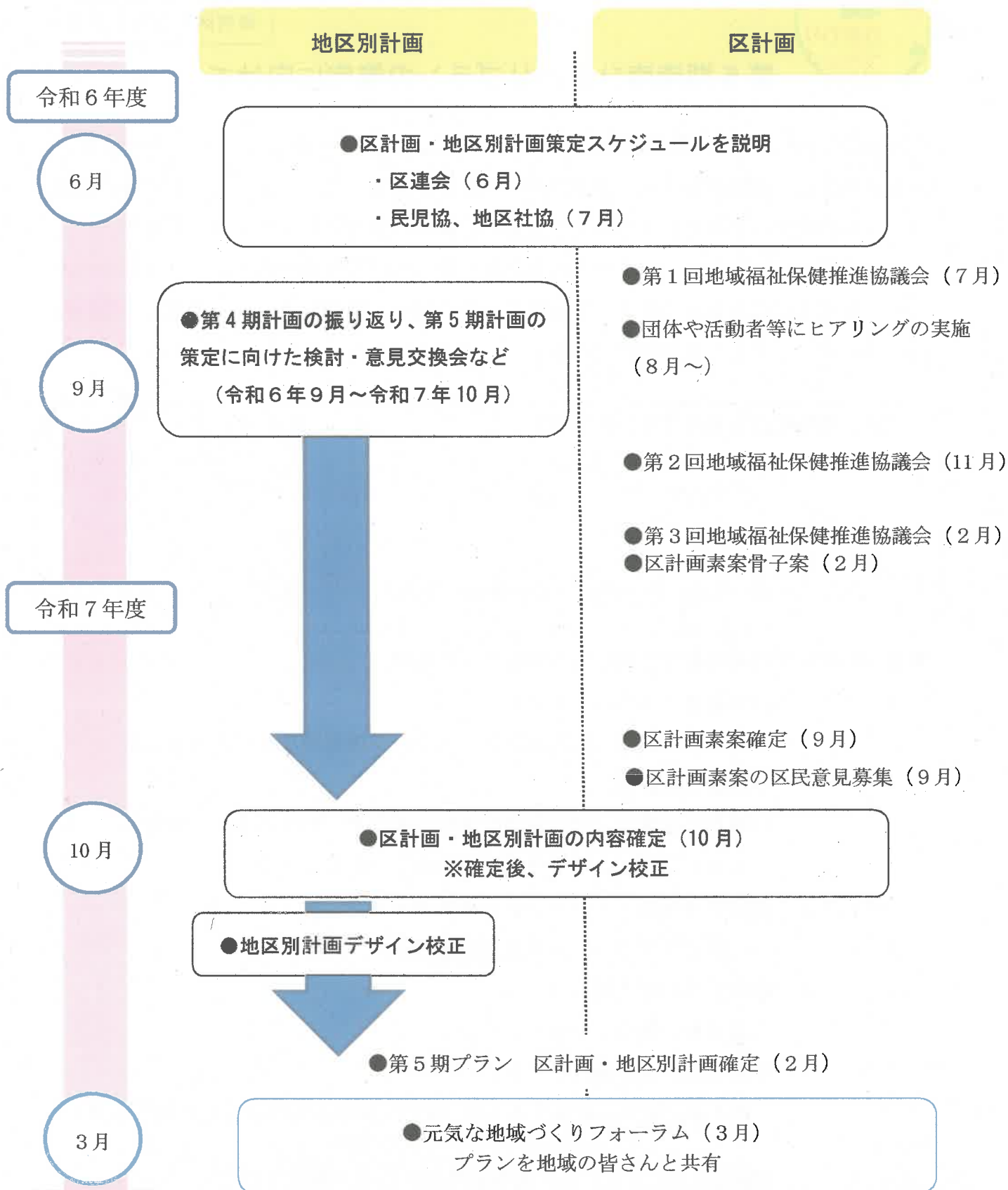
第4期計画から継続するもの、新たに加えるものは何かを検討します。



地域のたくさんの人の意見を聞くために、意見交換会や地域のお祭り、イベントなどの機会も活用できます。

地域支援チーム（区役所・区社会福祉協議会・地域ケアプラザ）は皆さまの協働のパートナーとして一緒に取り組んでいきます。

■策定スケジュール（予定）



担当：港南区社会福祉協議会 小方、樋口、山崎
 電話：841-0256 FAX：846-4117
 港南区福祉保健課事業企画担当 及川、生末、小堺
 電話：847-8441 FAX：846-5981



令和6年度 港南区福祉保健センター

受講者募集
申込締切: 8/16

ヘルスマイト 食生活等改善推進員 養成セミナー 全8回

健康づくりを学んで、地域で活躍しませんか

地域で健康づくりをすすめるボランティアであるヘルスマイトを養成するセミナーです。
食生活や健康づくりに興味のある方でしたらどなたでもお申込みができます。

食育



運動



私たちの健康は私たちの手で

日程 9/18(水) 10/2(水)・16(水) 11/26(火) 12/10(火)

令和7年 1/16(木) 2/19(水) 3/5(水)

会場 港南区役所会議室 (3階または6階)

時間 13時30分~16時00分

対象 港南区民 原則全8回出席できる方 (定員30人)

※多数の場合抽選

費用 テキスト代 1,350円程度

内容 食生活・お口の健康・生活習慣病予防・食品衛生等の講義、調理実習、運動講座など



申し込み・問合せ 港南区福祉保健センター健康づくり係 (港南区役所5階53番窓口)

ホームページ



電話 045-847-8437 *平日9時から17時まで
FAX 045-846-5981 *講座名、氏名、住所、電話番号を記入
電子申請 *右記二次元バーコードからお申し込みください

電子申請



令和6年6月20日

地区連合町内会長・自治会町内会長 各位

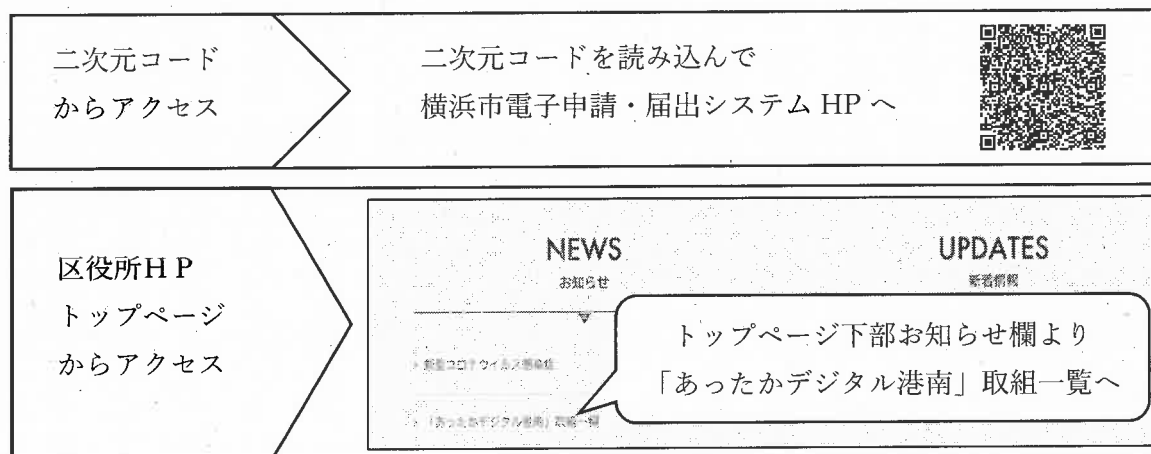
港南区生活衛生課長

夏祭り等における行事開催届の電子申請利用について（情報提供）

町内会の夏祭り等で食品を提供する際にご提出いただいている「行事開催届」について、港南区では電子申請による受付を行っています。

土日や夜間等、24時間受付可能であり、窓口にお越しいただく手間も省けますので、是非ご利用ください。

1 電子申請のご利用方法について



※初めて利用される方は利用者登録が必要になります。

2 届出・相談窓口について

行事開催届に関するご相談は下記担当までご連絡ください。

届出は窓口にてご提出いただくことも可能です。

担当 港南区生活衛生課食品衛生係
(5階52番窓口)

電話：847-8444 FAX：846-5981

Email：kn-eisei@city.yokohama.jp





2023年度 低学年の部 区長賞



2023年度 低学年の部 大崎市三本木ひまわり交流協会賞



2023年度 中学年の部
港南区連合町内会長連絡協議会賞

港南区

第12回

ひまわりの花 絵画 コンクール

港南区の花“ひまわり”の
絵をかいてみよう!!

小学生の
みなさん!



2023年度 高学年の部
港南区ひまわり交流協会賞

募集締切

令和6年

9月6日(金)



2023年度 高学年の部 区長賞



2023年度 中学年の部 区長賞

応募資格 区内在住、在学の小学生(港南区近隣在住の小学生も可)、宮城県大崎市の小学生

募集作品 ひまわりの花を題材にした絵画で未発表のもの
四つ切画用紙、画材は自由(原則、平面作品に限る)

作品提出先 港南区役所 地域振興課(横浜市港南区港南4-2-10)
※作品の裏に①住所 ②氏名 ③電話番号 ④学校名 ⑤学年 を書いて、持参または郵送

審査員 区内小学校の先生ほか主催者が選出

入賞作品 小学校低学年の部(1・2年生)、中学年の部(3・4年生)、高学年の部(5・6年生)
各部門において、区長賞・商店街連合会長賞・協賛者賞など

入賞作品展示 令和6年11月2日(土)、港南区役所にて展示

表彰式 港南区役所

表彰式後展示 各商店街、上大岡駅、下永谷駅周辺 等

その他 入賞作品については、港南区商店街連合会、事業協賛者及び、港南区役所の事業に使用場合があります。
なお、応募作品の著作権は主催者側に帰属しますので、ご了承ください。
港南区のひまわり交流都市である宮城県大崎市小学生の作品展示もあります。

お問い合わせ 港南区役所 地域振興課 地域運営推進係 ☎ TEL:045-847-8391 📠 FAX:045-842-8193

主催 港南区商店街連合会・港南区役所(共催)

協力 宮城県大崎市(ひまわり交流都市)






2023年度
第11回
入賞
作品




お買い物は
地元商店街で!

- 港南区商店街連合会 -

- いずみプラザ上永谷商店会 / 上大岡中央商店街協同組合 / 上大岡駅東口商店会
- 芹が谷銀座商店会 / 野庭サブセンター商店会
- 野庭団地ショッピングセンター センター会
- 丸山台いちよう坂商店街 / 横浜港南台商店会 (以上正会員)



令和6年6月吉日

《自治会名称》 御中

港南区スポーツ協会
会長 田代孝之

スポーツ協会総会報告及び地域分担金の納入について(お願い)

初夏の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろより、港南区スポーツ協会事業の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、過日の総会において、別添のとおり令和5年度事業並びに決算報告、令和6年度事業計画及び予算等が承認されました。今後とも区民体育の振興、スポーツを通じて明るく健康な街づくりのために一層の努力をまいりますので、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

地域分担金につきましては年度毎に、各町内会・自治会様のご理解のもと、納付をお願いしているところで御座います。

金額は1世帯あたり昨年同額の20円ですが、算出世帯数はご案内時点までに把握できました自治会・町内会加入世帯数で作成させていただきました。

つきましては、現時点の加入世帯数を目標額とさせていただきますので、お手数をおかけして大変恐縮でございますが、ご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、貴会の会長様に変更がございましたら、お手数ですが新しい会長様にお渡くださいます様宜しくお願いいたします。

1. 納入依頼金額 ¥ 《分担金》 .-

2. 算出方法 自治会・町内会 加入世帯数 《世帯数》 世帯

(令和6年5月31日 現在) × 20円

※ 納入の際には実際の加入世帯数で算出し、同封の払込取扱票の金額欄2ヶ所に記入して頂きますようお願いいたします。

3. 納入期限 令和6年8月31日(土)

4. 納入方法 同封の払込取扱票により、お手数ですが、お近くの郵便局でお振込みくださいますよう宜しくお願いいたします。(振込手数料はご負担願います)

※ ATM(現金自動預入れ支払い機)での、ご入金をお願いいたします。

尚、現金にてお支払いいただく場合は、事前に当協会事務所へ電話で日時を調整されたのち、お出でくださいますよう宜しくお願い申し上げます。

(領収証を発行いたします)

5. 添付書類 令和6年度横浜市港南区スポーツ協会 総会議案書

問合せ先 港南区スポーツ協会事務局
港南スポーツセンター内
事務局長 庄 司 勉
連携担当 久保田 広子
電話 840-3085

港南区地区連合町内会 会長 様

令和6年6月20日
港南区スポーツ協会
会長 田代 孝之

令和6年度 港南区地区健民祭 補助金について

初夏の候ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
本協会の運営にあたりましては、日ごろからご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。
さて、各地区連合町内会主催による体育祭、スポーツ大会につきましては、
昨年度と同様、標記補助金の交付対象とさせていただきます。

つきましては、開催計画がありましたら別紙様式により申請して頂きたくよろしく
お願いいたします。

尚、補助金の交付については、銀行振込となりますので、お手数ですが次の書
類を作成の上、事務局までご返送ください。書類を確認した上で振込手続をさせて
いただきます。

1. 補助金請求書兼振込依頼書(別紙)

2. 行事实施計画書及び経費概算書(別紙)

参考として、提出様式の例を添付しております。

様式は任意となっておりますので、行事概要と概算経費が判る資料の
提出をお願いいたします。

(別紙)書類の書式データを受信希望でしたら

【 tshoji-0207@u01.gate01.com 】までメールをお送りください。

ワード&エクセルのフォーマットデータを送信いたします。

〒234-0051 港南区日野 1-2-30
港南スポーツセンター内
港南区スポーツ協会
事務局長 庄司 勉
電話 840-3085
FAX 840-3086

令和 年 月 日

港南区スポーツ協会
会長 田代 孝之 様

地区連合町内会名 _____

代表者名 _____

印

令和6年度地区健民祭

1. 実施予定事業名 _____
2. 開催予定日時 _____
3. 予定会場 _____
4. 参加対象者及び参加見込数 会員及び家族 _____ 人
5. 経費概算

(1)収入の部

| 収入項目 | 金額(円) | 備考 |
|---------------|--------|----|
| 港南区スポーツ協会 補助金 | 10,000 | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 合 計 | | |

(2)支出の部

| 支出項目 | 金額(円) | 備考 |
|------|-------|----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 合 計 | | |

令和 年 月 日

港南区スポーツ協会
会長 田代孝之様

地区連合町内会名 _____

代表者名 _____

⑩

令和6年度地区健民祭

補助金請求書兼振込依頼書

令和6年度事業を次により実施しますので、関係書類を添えて標記補助金を請求し、あわせて下記の口座に振込を依頼します。

1. 補助金の使途 区民スポーツへの理解と関心を深め、地域の健康と福祉の増進に寄与することを目的とした、体育祭・スポーツ大会の経費とします。
2. 行事实施計画書及び経費概算書 別添
3. 請求金額 ¥10,000.-

4. 振込口座

振込銀行 _____ 銀行 _____ 支店 _____

預金種別 1. 普通預金 2. 当座預金

口座番号 _____

口座名義人 _____

(氏名) _____

(住所) _____

(電話) _____

ポロシャツ 作りしました



背中に83太郎



胸元にひまわりのロゴ

1着
1,800円

全5色
※柄はすべて同じです



オレンジ



ピンク



水色



ネイビー



グリーン

地域活動、みんなで“おそろい”しませんか

申込締切

7月5日(金) 完成は7月25日頃です。
※申込みから完成までに20日程度かかります。25日以前に必要な場合はお早めに申込みをお願いします。

申込方法

裏面の注文書をFAX / 窓口で提出
もしくは電子申請で申込み

問合せ

☎ 847-8391 区連会事務局
岡本、星野



電子申請での
申込みはこちら

申込期限: 令和6年7月5日(金)

申込方法

- FAX 045-842-8193
- 区役所 54 番窓口を持参

区連会ポロシャツ注文書

【ポロシャツサイズ表・価格・仕様】 (素材: ポリエステル 100%)

| サイズ表 | SS | S | M | L | LL | 3L | 4L | 5L | 価格 |
|------|----|----|----|----|----|----|----|----|--------|
| 身丈 | 62 | 65 | 68 | 71 | 74 | 77 | 80 | 82 | 1,800円 |
| 身幅 | 44 | 47 | 50 | 53 | 56 | 60 | 64 | 68 | |

【希望の色・枚数・サイズを記載ください】

| | SS | S | M | L | LL | 3L | 4L | 5L | 計 |
|------|----|---|---|---|----|----|----|----|---|
| オレンジ | | | | | | | | | |
| ピンク | | | | | | | | | |
| 水色 | | | | | | | | | |
| ネイビー | | | | | | | | | |
| グリーン | | | | | | | | | |

| | |
|--------------------------------|--|
| 申込日 | 月 日 |
| 自治会町内会名 | |
| 担当者氏名 | |
| 電話番号 ※日中連絡のつく番号 | |
| メールアドレス(任意) | |
| ポロシャツが必要な期日 ※区役所に受け取りに来たい日付 | 月 日()希望 ※申込日から20日以降 なお、申込日によっては対応できかねる場合があります。 |

【申込の流れ】

- ①注文書を受領後、在庫状況を確認、事務局から注文書担当者あてにご連絡します。
(在庫がない場合、カラー・サイズの変更をお願いする場合があります。)

以降のキャンセルはできませんのでご注意ください。

- ②7月25日頃までに地域振興課に納品されます。
納品されたら事務局から注文書担当者あてご連絡します。
区役所5階54番窓口まで取りに来てください。
- ③ポロシャツと請求書をお渡しいたします。請求書に記載の口座に振り込みください。
※振込手数料は購入者様負担になります。振込金額に過不足ないようご注意ください。

令和6年6月20日

各地区連合自治会町内会長 様

港南区社会を明るくする運動実施委員会
委員長 古屋 文雄

港南区社会を明るくする運動「ミニ集会」の開催について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素、社会を明るくする運動に多大なご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年度も各地区連合自治会町内会において「ミニ集会」の開催をお願い申し上げます。つきましては、別紙のとおり「ミニ集会開催計画書（様式1）・報告書（様式2）・請求書」をお送りいたしますので、開催の際には事務局までご提出をお願いいたします。

また、実施にあたりましては別紙「実施要綱」をご確認いただき、地域の保護司並びに更生保護女性会会員とご協力のうえ、開催いただきますようお願い申し上げます。

- 1 実施推進期間 令和6年7月1日（月）から12月20日（金）まで
※上記期間外でも地区の状況に応じて調整ください。
- 2 助成金 10,000円／1地区
※ミニ集会終了後請求書をご提出いただき次第振り込みいたします。
- 3 開催方法 地区の実情に応じた時期・方法で無理のない範囲での開催をお願いいたします。
- 4 提出書類
(1) 計画書（様式1） 提出時期：ミニ集会開催前
(2) 報告書（様式2） 提出時期：ミニ集会終了後
(3) 請求書 提出時期：ミニ集会終了後 ※押印お願いいたします。
- 5 最終提出〆切 令和6年12月20日（金）
※締切日に間に合わない場合はご相談ください。

港南区社会を明るくする運動実施委員会
事務局：港南区社会福祉協議会 担当/藤井・西澤
電話 841-0256
FAX 846-4117

様式1-計画書

ミニ集会開催前に
ご提出ください。

令和 年 月 日

港南区社会を明るくする運動実施委員会
委員長 古屋 文雄

地 区 名 _____

代表者・責任者名 _____

港南区社会を明るくする運動「ミニ集会」開催計画書

| | | | | | |
|--|---|--|--------|-----|-----|
| 開催日時 | 令和 年 月 日 () | | | 時から | 時まで |
| 場 所 | | | | | |
| 担 当 者 | 氏 名 | | 連絡先TEL | | |
| 啓発用資材（ミニ集会当日に参加者へ配布していただくリーフレット等）の受け渡しについて | | | | | |
| 受渡方法 | 区社協へ直接来所 (月 日) ・ 配 達 ※どちらかに○を付けてください | | | | |
| 配達住所 | | | | | |
| 配達希望日 | 月 日 () 必着 | | | | |
| 参加予定者数 | 人 | | | | |
| 必要資材 ○をつけてください | リーフレット(必須)・ウェットティッシュ・ばんそうこう・ボールペン クリアファイル・ぬりえ等 | | | | |
| 内 容 | <テーマ> 1. 社会を明るくする運動実施委員会が推奨するテーマで開催 2. その他の内容で開催（内容をご記入ください） ※更生保護について話をする方のお名前 () | | | | |

事務局 / 〒233-0003 横浜市港南区港南4-2-8 3階
港南区福祉保健活動拠点内（担当）藤井・西澤
TEL 841-0256 FAX 846-4117

様式2-報告書

ミニ集会終了後にご提出ください。

令和 年 月 日

港南区社会を明るくする運動実施委員会
委員長 古屋 文雄

地区名 _____

代表者・責任者名 _____

港南区社会を明るくする運動「ミニ集会」開催報告書

標記集会を開催しましたので、次のとおり報告します。

| | | | |
|-------------|--------------|------------|------|
| 開催日時 | 令和 年 月 日 () | 時から | 時まで |
| 場 所 | | | |
| 参 加 者 | 合計 | | 人 |
| | 内 訳 | 地域住民 (人) | (人) |
| | | 保 護 司 (人) | (人) |
| | | 更女会員 (人) | (人) |
| | | 民生委員 (人) | (人) |
| 概要結果 | | | |
| 助成金 使途内容 | (例) 郵券購入 印刷費 | | |

※必ず更生保護について話をしている様子の写真を添付してください。(データでも可)

事務局 / 〒233-0003

横浜市港南区港南4-2-8 3階

港南区福祉保健活動拠点内 (担当) 藤井・西澤

TEL 841-0256 FAX 846-4117

請求書

報告書と一緒に
ご提出ください。

令和 年 月 日

港南区社会を明るくする運動実施委員会
委員長 古屋 文雄 様

助 成 金 請 求 書

¥ 10, 000-

港南区社会を明るく運動「ミニ集会」開催経費として、上記の金額を請求します。

下記口座にお振込みください。

代表者氏名 _____ 印

| | | |
|----------|---------|----|
| 振込先金融機関名 | 銀行・信用金庫 | 支店 |
| 預金口座番号 | 普通 | |
| 口座名義人 | フリガナ | |

※通帳のコピーを必ず添付してください。

港南区社会を明るくする運動「ミニ集会」実施要綱

実施にあたって

- ・必ず社会を明るくする運動のリーフレット等を使用して「更生保護」についての話をする時間をとってください。実施計画書には「更生保護」についての話をする説明者名を必ずご記入ください。

事務局までご連絡いただければ保護司または更生保護女性会の会員をご紹介します。

- ・「更生保護」の話をしている写真を報告書に添付してください。

写真をファイル、データでご提出いただく場合には地区名、ご担当者名、開催日時をご記入のうえ、info@kounan-shakyo.jp までメールで送付してください。

(ご提出いただきました写真は港南区の社会を明るくする運動のPR等に使用させていただきます場合があります。写真を使用する場合には事前に担当者の方に連絡いたします。)

- ・令和6年度港南区社会を明るくする運動実施委員会推奨のテーマ

「立ち直りへの大きな力 ～寄り添い、ささえつづける人の存在～」

今年度はこのテーマで港南保護司会または港南区更生保護女性会の会員が講師を務めます。

開催計画書で「社会を明るくする運動実施委員会が推奨するテーマ」をお選びいただいた地区につきましては、事務局で講師を手配する都合上開催日の2週間前までに開催計画書のご提出をお願いいたします。講師が決まり次第担当者様に連絡いたします。

- ・日程が決まりましたら実施する内容を計画書にご記入いただき、活動が終わりましたら報告書及び請求書のご提出をお願いいたします。

令和6年 夏の交通事故防止運動 横浜市実施要綱

目的

夏のレジャーなどに起因する過労運転や、夏特有の解放感による無謀運転などにより交通事故が多発することが懸念されることから、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

期間

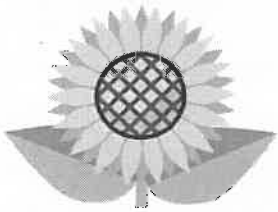
7月11日(木)～7月20日(土)

スローガン

ぎりぎりの 時間と車間が 事故を呼ぶ

重点

- 1 安全運転意識の向上
- 2 妨害運転・飲酒運転の根絶
- 3 子どもや高齢者を始めとする歩行者の安全確保



横浜市交通安全キャラクター
ルールちゃん

◇◇◇令和5年中市内状態別交通事故発生状況◇◇◇

■人身交通事故全数

| | 件数 | | | 死者数 | | | 負傷者数 | | |
|------|---------|------|-------|------|-----|-------|---------|--------|-------|
| | 前年比 | 増減率 | | 前年比 | 増減率 | | 前年比 | 増減率 | |
| 横浜市 | 7,703件 | +211 | +2.8% | 40人 | +2 | +5.3% | 8,909人 | +426 | +5.0% |
| 神奈川県 | 21,870件 | +772 | +3.7% | 115人 | +2 | +1.8% | 25,644人 | +1,262 | +5.2% |

■子どもの人身交通事故

| | 件数 | | | 死者数 | | | 負傷者数 | | |
|-----|------|-----|--------|-----|-----|------|------|-----|--------|
| | 前年比 | 増減率 | | 前年比 | 増減率 | | 前年比 | 増減率 | |
| 横浜市 | 541件 | +56 | +11.5% | 1人 | 0 | 0.0% | 582人 | +62 | +11.9% |

■高齢者の人身交通事故

| | 件数 | | | 死者数 | | | 負傷者数 | | |
|-----|--------|------|-------|-----|-----|--------|--------|-----|-------|
| | 前年比 | 増減率 | | 前年比 | 増減率 | | 前年比 | 増減率 | |
| 横浜市 | 2,572件 | +101 | +4.1% | 18人 | +3 | +20.0% | 1,326人 | +35 | +2.7% |

■自転車乗車中の人身交通事故

| | 件数 | | | 死者数 | | | 負傷者数 | | |
|-----|--------|-----|-------|-----|-----|--------|--------|-----|-------|
| | 前年比 | 増減率 | | 前年比 | 増減率 | | 前年比 | 増減率 | |
| 横浜市 | 1,760件 | +26 | +1.5% | 3人 | -1 | -25.0% | 1,661人 | +8 | +0.5% |

■二輪車乗車中の人身交通事故

| | 件数 | | | 死者数 | | | 負傷者数 | | |
|-----|--------|-----|-------|-----|-----|--------|--------|-----|-------|
| | 前年比 | 増減率 | | 前年比 | 増減率 | | 前年比 | 増減率 | |
| 横浜市 | 2,402件 | -15 | -0.6% | 15人 | +3 | +25.0% | 2,153人 | -15 | -0.7% |

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動について周知を図ります。

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体と連携した運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と交通安全のための広報啓発を推進します。
- 3 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。

警察

- 1 悪質性・危険性の高い交通違反の指導取締りを強化します。
- 2 子どもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街頭活動を強力に推進します。
- 3 高齢運転者に対する運転講習会や夏休みを控えた子どもに対する交通安全教室などの交通安全教育を推進します。
- 4 反射材の視認効果や、有効な使用方法等の周知を図り、反射材用品の普及活動を推進します。
- 5 関係機関に交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に即応した交通事故防止活動を推進します。
- 6 交通情報板などを利用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進

交通安全協会など交通安全団体及び地域関係団体

- 1 キャンペーンなどの開催を通じて、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 交通指導員や各種団体構成員による見守り活動で、「交通安全ひとこえ運動」を推進します。

教育関係

- 1 夏休みを迎えるにあたり、夏特有の解放感が交通事故につながらないように、具体的な交通事故事例の紹介などによる交通安全教育を推進します。
- 2 自転車・二輪車の安全利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報等を活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 レジャーや帰省などで長距離ドライブをするときは、過労運転にならないよう無理のない計画を立てましょう。
- 2 自動車運転中に子どもや高齢の歩行者・自転車利用者を見かけたら、減速・徐行・一時停止するなど、思いやりのある運転を心がけましょう。
- 3 家族・周囲に運転に不安を感じている方がいる場合は、運転適性相談や運転免許自主返納について話し合しましょう。
- 4 警報機が鳴ったら、絶対に踏切に入らないようにしましょう。
- 5 自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。
- 6 関係機関・団体と連携を密にして、地域ぐるみで自転車・二輪車のマナーアップと交通ルールの遵守気運を高めましょう。

横浜市交通安全対策協議会
(事務局) 横浜市道路局道路政策推進課
電話045(671)2323

令和6年6月20日

各自治会・町内会長 様

港南区社会を明るくする運動実施委員会
委員長 古屋 文雄

第74回港南区社会を明るくする運動実施に伴うリーフレットの
送付について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
日頃より社会福祉の増進にご尽力賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記の運動を本年度も実施することとなりました。
つきましては、各自治会町内会におきまして次のとおり資材をお送りいた
しますのでご一読いただき、私どもの活動にご理解ご協力を賜りますよ
うお願いいたします。

1 内 容 ○第74回社会を明るくする運動リーフレット 1部

**※班回覧等への利用で部数の追加をご希望される場合は、お手
数ですが事務局あてご連絡ください。早急に送らせていた
きます。**

2 その他 ポスターにつきましては、掲示板担当者様宛に送らせていた
だいておりますことをご了承ください。

〈港南区社会を明るくする運動実施委員会〉
事務局：港南区社会福祉協議会
担当／藤井・西澤
(TEL) 841-0256
(FAX) 846-4117

令和6年度

港南区介護予防普及啓発講演会

幸せを引き寄せる 笑顔の法則

～アンチエイジングで健康長寿～

講師: 斎藤一郎氏

鶴見大学歯学部附属病院の病院長を務め、ドライマウス外来やアンチエイジング外来を開設。現在はドライマウス研究会の代表を務め、正しい医療情報を基に病気を予防し健康長寿を目指す研究活動を行い、口腔から全身の健康を守ることの大切さを広く呼びかけている。

NHK『あさイチ』『ガッテン』『チコちゃんに叱られる』、日本テレビ『世界一受けたい授業』などTV番組に多数出演。



日時: 令和6年7月30日(火)

13:30～15:00(13:00開場)

場所: 港南公会堂(港南中央通10-1)

※港南中央駅・港南区総合庁舎前バス停前。駐車場の用意はございません。

定員: 先着500名(港南区在住・在勤の方) 無料

6月13日(木)9:00より申込開始

申し込み方法: QRコード又は電話にて

問合せ先: 港南区高齢・障害支援課

電話: 847-8419



公会堂内を活用し、地域ケアプラザの紹介パネルの展示・健康づくり測定会を開催します。

健康づくり応援測定会

※測定会は、12:00～13:00(11:45受付開始)測定希望者は、2階受付前にお並び下さい。

※人数に制限がありますので、途中で受付を終了させて頂く場合があります。

※項目は、肌年齢・握力・血管年齢・滑舌測定を予定しています。

令和6年6月20日

〈各自治会・町内会〉
掲示板ご担当者様

港南区社会を明るくする運動実施委員会
委員長 古屋 文雄

第74回港南区社会を明るくする運動実施に伴うポスターの配布について
(依頼)

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
日頃より社会福祉の増進にご尽力賜り厚くお礼申し上げます。
さて、本年度も港南区社会を明るくする運動を実施することとなりました。
つきましては、各自治会町内会に次のとおりポスターをお送りいたします
のでご協力賜りますようお願い申し上げます。

1 依頼内容

○ポスター掲示「生きる力 支える力」 〈掲示板数〉 部 (掲示板数)

※不足が生じた場合は、お手数ですが事務局あてにご連絡ください。

〈港南区社会を明るくする運動実施委員会〉
事務局：港南区社会福祉協議会
担当／藤井・西澤

(TEL) 841-0256

(FAX) 846-4117

生きる力 支える力

再犯をなくせば地域はもっと豊かになる

しあわせ
「幸福の黄色い羽根」は、
犯罪や非行のない
幸福で明るい社会を
願うシンボルです。



安全・安心な地域を作るためには、罪を償い再出発しようとしている人たちを地域で支える「更生保護」が重要です。彼ら・彼女らが、支援を受けられずに再犯や再非行を重ねることがないように、様々な立場から見守り、更生を支援する「更生保護ボランティア」の活動にご理解をいただき、力をお貸しください。



法務省ホームページへ
リンクします。

ご存知ですか? 罪を償い再出発しようとしても、様々な困難が待ち受けているということを。

仕事がない

再犯時に約7割※は無職

無職者 69.6%

有職者 30.2%

居場所がない

再犯時に約2割※は住所不定

住居不定 18.6%

定住 79.4%

※刑務所等入所者に関するデータ

犯罪や非行からの
再出発を支える地域の**5**つの仕組み

2 帰る場所がある

更生保護施設

刑務所等を出た後、帰る場所がない人たちに宿泊場所や食事を提供し、自立に向けた生活指導を行う民間の施設です。



更生ペンギンの
ホコちゃん

更生ペンギンの
サラちゃん

1 相談できる人がいる

保護司

犯罪や非行により「保護観察」を受けることになった人の生活を見守り、様々な相談にのったり、指導をしたりしています。犯罪を予防するための地域活動などにも取り組んでいます。



3 働く場所がある

協力雇用主

犯罪・非行歴のため仕事に就くことが難しい人たちを、その事情を理解した上で雇用し、立ち直りを支援する事業者です。



4 先輩・友人がいる

BBS会

様々な問題を抱える少年に、兄や姉のように身近な立場で接することで、少年の成長を助ける青年ボランティア団体です。



5 優しく見守る人がいる

更生保護女性会

女性の立場から、地域における犯罪予防の活動や子どもたちの健全育成のための活動、子育て支援活動などを行うボランティア団体です。



“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人の改善更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

毎年7月は、“社会を明るくする運動”の強調月間及び再犯防止啓発月間です



お問い合わせは
お近くの保護観察所まで



法務省保護局
公式ツイッター



法務省保護局
公式Instagram



法務省YouTube
チャンネル



リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。